

副読本参考資料(大分県景観副読本作成業務概要)

1. 背景等

○大分県広域景観保全・形成指針の策定(R5.3)

景観に対する意識を高め、主体的に行動する人材を育むためには、子供から大人まで様々な世代を対象にあらゆる場所で景観に関する学びを促していくことが必要です。とりわけ、**子供の頃から身近な景観に対する意識を高めていくことが重要であることから、子供を対象とした景観教育に取り組めます。**

第4章 4-2 広域景観保全・形成に向けた県の取組と各主体の行動指針
(3)セミナーやワークショップ等の開催

○新学習指導要領の制定(H29.7)

主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、生きる力を育むことを目指すものとする。

第1章 総則 抜粋・一部加工

自然体験やボランティア活動などの社会体験、物作り、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること

第5章 総合的な学習の時間 第3-2-(4)

2. 取組・ねらい

景観副読本の作成、景観教育によって以下の効果実現を図る

- ・子どもの頃から**景観に対する気付き**を促す
- ・景観(自然)体験を通じ、豊かな心や創造性の涵養を目指す
- ・主体的な学び、対話的な学び、深い学びの視点に立った学習の実施に繋げる
- ・教科等の横断的・複合的な学習に繋げる

3. 対象

小学校5、6年生

4. 活用方法

- ・主に「総合的な学習の時間」を用いた学習
- ・県の職員、県登録の景観アドバイザー等を活用した授業

5. 副読本のイメージ

- ・景観(自然)の大切さなどを実感し、体験活動、グループワーク(討論、発表)などの充実に繋がる教材とする
- ・デジタルを活用したデジタル副読本とする

(構成イメージ)

- ◇景観とは(広域景観含む)
- ◇景観の成り立ち
- ◇景観の観察、体験など
- ◇生活と景観
- ◇私たちにできること

